

# 空き店舗活用事業をご活用ください

空き店舗活用事業は、町内の空き店舗の解消、空き店舗の有効活用による産業振興、企業誘致を目的として、空き店舗を活用して新たに店舗等を開設しようとする方に補助金を交付し支援する制度です。この度、事業の見直しにより利用しやすくなりましたので、ぜひご活用ください。

## ■ 空き店舗とは？

次の条件を全て満たす施設となります。

- ① 過去に事務所又は商業用に使用されていた施設で、営業終了後1年以上経過しているもの
- ② 1階に店舗部分を有しているもの
- ③ 賃貸を目的に建設された施設でないもの

## ■ 対象要件

- ① 町内の空き店舗を活用して新たに店舗等を開設しようとする方（賃貸を目的とするものを除く）で、新規に事業を開始する方および中小企業者等であること（ただし、事業開始後3年以上同店舗での事業継続が見込まれること）
- ② 空き店舗を取得または貸借を開始した日から1年以内に店舗の改修等に着手すること
- ③ 店舗の所有者が配偶者または2親等以内の親族ではないこと  
（法人で営業する場合は、役員およびその役員の2親等以内の親族ではないこと）
- ④ 空き店舗への移転等により既に所有している店舗等を空き店舗にしないこと

## ■ 補助対象になる経費

- 外装工事、内装工事、設備（水道、電気、ガス、空調）工事に要した費用
- 屋外広告物の製作および設置に要した費用
- 住宅併用の店舗については、店舗部分の改修に要した費用

なお、次の費用は補助対象になりません

- ・ 土地、建物の購入費
- ・ 備品および機器の設置費
- ・ 消防用設備など法令で設置が義務付けられている設備の改修費



## ■ 補助内容

補助率：補助対象経費の3分の1以内

補助限度額：200万円（町外建設事業者が施工する場合は150万円）

交付条件：補助対象経費の総額が50万円以上であるもの

その他詳細および手続きにつきましては町ホームページをご覧ください。

こちらからご覧いただけます ⇒



⇒ お問い合わせ 商工観光課商工労働係 ☎ 68-7007 (課直通)